

鳥取県労働委員会

— 労働問題でお悩みの労働者・労働組合・使用者のために —

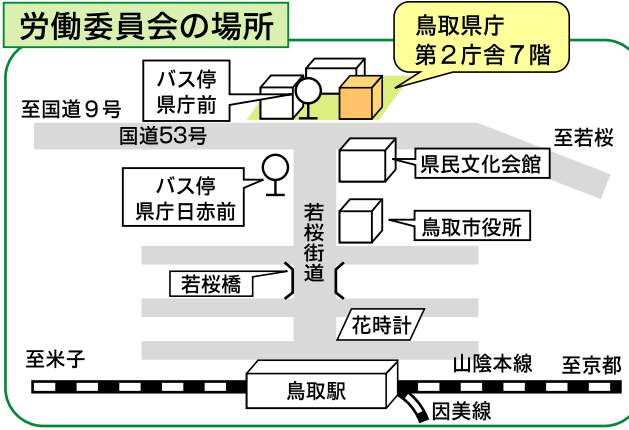
無料
秘密厳守



The Tottori Prefectural
Labour Relations Commission

労働委員会ってなに？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員(各5名)で構成された、労働者と使用者の間のトラブルを解決するための専門的な県の行政機関です。



ご相談・ご質問は

平日 午前8時30分から 午後5時30分まで

鳥取県労働委員会事務局
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271 (鳥取県庁第2庁舎7階)

電話 0857-26-7559・7560
FAX 0857-26-8153
メールアドレス roui@pref.tottori.jp
ホームページ http://www.pref.tottori.lg.jp/roui

→ 『鳥取県労働委員会』で検索してください

労働者と会社・事業主のための解決制度 その②

【個別労働関係紛争あっせん】

○個々の労働者と事業主の間で労働条件などのトラブルが発生した場合(募集、採用に関するものは除く)に、労働者や事業主からの申請により、あっせんを行います。

○公益、労働者、使用者を代表するあっせん員が双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。



【例えば…】

- 賃金を支払ってもらえない。
- 解雇されたが、納得がいかないので撤回して欲しい。
- 上司からセクハラを受けて悩んでいる。
- 整理解雇を通告したが、従業員が納得してくれない。

【個別労働関係紛争あっせんの流れ】

